

動植物検疫措置のお知らせ ※農林水産省より

海外から日本への肉製品や果物・野菜等の持込みは法律で厳しく制限されています。
日本に肉製品や果物・野菜等を違法に持ち込むと重い罰則（3年以下の懲役又は300万円以下
（法人の場合は5,000万円以下）の罰金等）の対象になります。
悪質な持込みと判断したら警察に通報します。
違法な持込みにより、逮捕された人もいます。
このため、海外から日本へ肉製品や果物・野菜等を持ち込まないようお願いします。

詳細はこちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/keikouhin.html>

連絡先:

<http://www.maff.go.jp/aqs/sosiki/address.html>

<https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/outline/contact.html>

農林水産省 動物検疫所／植物防疫所

在ソロモン日本国大使館

P.O.Box 560, Honiara, Solomon Islands

Tel: +677-22953

※緊急時の専用電話: (国番号)677-7491621／7494469

E-mail japan-embassy-solomon@sm.mofa.go.jp

HP https://www.sb.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Facebook <https://www.facebook.com/japanemb.solomon/>

Twitter https://twitter.com/JapanEmb_SI